平成２３年（フ）第７９６８号
東京都渋谷区神宮前３丁目38―11―８Ｃ、開始決定時の住所東京都世田谷区下馬１丁目29―１―301
破産者　可児ひろ海
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９９３号
東京都大田区上池台５丁目６―17―203
破産者　入江　亮介
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８００４号
東京都墨田区八広５丁目30番12号
破産者　有限会社ユートピアライフ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０１６号
東京都大田区多摩川２丁目18番11号
破産者　株式会社東陽設備
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０２２号
東京都港区赤坂５丁目２番20号
破産者　株式会社セレ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０２３号
東京都江東区豊洲３丁目４―１―1607
破産者　仲田　朝子（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０２４号
東京都葛飾区水元５丁目５番10号
破産者　有限会社ホサンナ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０２５号
東京都葛飾区水元５丁目５―10
破産者　風間淑子こと　李　　垠淑
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０５１号
東京都板橋区赤塚２丁目32―17―202
破産者　玉本　増雄
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１１０号
東京都台東区浅草橋３丁目19番７号
破産者　株式会社プラネットクルーズ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１１１号
東京都荒川区町屋５丁目９―２―1602
破産者　宮川　利行
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１１６号
東京都品川区北品川１丁目10番６号
破産者　有限会社アクティブネットワーク
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１２６号
東京都足立区本木２丁目25―12
破産者　宇野　健男
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１３１号
静岡県静岡市清水区山原200番地の３
破産者　株式会社大幸建設
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１３２号
静岡県静岡市清水区山原200―３
破産者　大多和佳幸
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１３９号
神奈川県平塚市田村４丁目27番29号
破産者　有限会社イチモト興業
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１４０号
神奈川県平塚市中原３丁目13―４
破産者　市本　博英
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１７６号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目９番10号
破産者　株式会社ハウスウエノ
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１７７号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目９番10号
破産者　有限会社マックスウイング
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１８７号
東京都北区王子１丁目19番２号―501、商業登記簿上の本店所在地東京都北区中里１丁目25番５号
破産者　株式会社アーディス設計工房
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１９８号
東京都八王子市椚田町1210―631
破産者　市瀬みどり
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０３０号
埼玉県戸田市美女木２丁目21―18―103
破産者　中尾　貴宏
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１２３号
東京都葛飾区四つ木１丁目35―６
破産者　金子　　賢
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部